

緊急事態宣言を受けた労働局、監督署・

ハローワークの対応について

[【厚生労働省 HP へリンク】](#)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が4月7日に発令され、当局管内は対象区域に指定されました。

現在、この緊急事態宣言を受け、労働局、管内の労働基準監督署・ハローワークは、利用者の方・職員の感染拡大防止のために窓口等を縮小しています。感染拡大防止にご理解・ご協力をお願いいたします。

原則として開庁していますが、利用者の皆さまに来庁いただくことなく、**電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請、インターネットを通じた情報収集が可能**です。

外出自粛の要請を踏まえ、感染拡大防止の観点から、積極的な活用をお願いします。

厚生労働省・大阪労働局